○財務省令第四号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

財務大臣　加藤　勝信

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令

（国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令の一部改正）

第一条　国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令（大正十一年大蔵省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

第二十四号書式

「某年度何々会計支払元受高差引簿」

年	月	日	摘要	支払元受高	支出済額	残額
				円	円	円
何	年					
何	何		前年度より持越し	0		0
	何		歳入	0		
	〃				0	
	〃		定額戻入		0	
	〃		更正減額何々	0		0
	何		翌年度へ持越し		0	
	〃		何々		0	0

備考

1　特別会計に関する法律施行令の規定により作成する支払元受高差引簿は、この書式による。

2　特別会計に関する法律施行令第29条第４項、第29条の２第４項、第29条の３第４項又は附則第３条若しくは第60条第４項に規定する支払元受高総括簿として使用する場合においては、支出済額の欄に代えてそれぞれの所管省への配分額の欄を設けるものとするほか、エネルギー対策特別会計にあつては経済産業大臣、子ども・子育て支援特別会計にあつては内閣総理大臣、東日本大震災復興特別会計にあつては復興大臣、交付税及び譲与税配付金特別会計にあつては内閣総理大臣又は財政投融資特別会計にあつては財務大臣が必要があると認めるときは、本書式に定める事項以外の事項の欄を設けることができる。

改正前

第二十四号書式

「某年度何々会計支払元受高差引簿」

年	月	日	摘要	支払元受高	支出済額	残額
				円	円	円
何	年					
何	何		前年度より持越し	0		0
	何		歳入	0		
	〃				0	
	〃		定額戻入		0	
	〃		更正減額何々	0		0
	何		翌年度へ持越し		0	
	〃		何々		0	0

備考

1　特別会計に関する法律施行令の規定により作成する支払元受高差引簿は、この書式による。

2　特別会計に関する法律施行令第29条第４項、第29条の２第４項又は附則第３条第２項若しくは第60条第４項に規定する支払元受高総括簿として使用する場合においては、支出済額の欄に代えてそれぞれの所管省への配分額の欄を設けるものとするほか、エネルギー対策特別会計にあつては経済産業大臣、東日本大震災復興特別会計にあつては復興大臣、交付税及び譲与税配付金特別会計にあつては内閣総理大臣又は財政投融資特別会計にあつては財務大臣が必要があると認めるときは、本書式に定める事項以外の事項の欄を設けることができる。